

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

令和4年10月27日開催

さいたま市教育委員会

- |   |     |        |                   |          |
|---|-----|--------|-------------------|----------|
| 1 | 期   | 日      | 令和4年10月27日(木)     |          |
| 2 | 場   | 所      | 教育委員会室            |          |
| 3 | 開   | 会      | 午前9時00分           |          |
| 4 | 出   | 席      | 教 育 長             | 細 田 眞由美  |
|   |     |        | 教育長職務代理者          | 大 谷 幸 男  |
|   |     |        | 委 員               | 石 田 有 世  |
|   |     |        | 委 員               | 野 上 武 利  |
|   |     |        | 委 員               | 武 田 ちあき  |
|   |     |        | 委 員               | 武 川 行 秀  |
| 5 | 議場  | に出席した者 | 副教育長              | 小田嶋 哲    |
|   |     |        | 管理部長              | 栗 原 章 浩  |
|   |     |        | 学校教育部長            | 千 葉 裕    |
|   |     |        | 生涯学習部長            | 山 浦 麻 紀  |
|   |     |        | 管理部副理事            | 深 澤 宏 之  |
|   |     |        | 管理部参事兼教育総務課長      | 高 木 泰 博  |
|   |     |        | 学校教育部参事兼教職員人事課長   | 田 中 一 秀  |
|   |     |        | 学校教育部参事兼指導2課長     | 長 岡 有 実子 |
|   |     |        | 生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長 | 豊 田 由 香  |
| 6 | 会議録 | 署名委員   | 大 谷 幸 男           |          |

## 7 議事等の概要

- 細田教育長            それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記                    おりません。
- 細田教育長            本日の会議録の署名は、大谷委員にお願いいたします。  
本日の議案については、議案第55号から第57号までは議会に  
関する案件、議案第59号から第61号までは人事に関する案件、  
議案第62号は個人情報を取り扱う案件であることから、非公開と  
することをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょ  
うか。
- 各委員                <異議なし>
- 細田教育長            それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議  
案は議案第58号を除き非公開といたします。  
会議の順番ですが、議案第58号、第59号、第60号、そして  
議案第55号、第56号、第57号、第61号、第62号の順に審  
議することといたします。
- 議案第58号    さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 細田教育長            それでは、議案第58号について事務局から説明をお願いしま  
す。
- 教職員人事課長        議案第58号「さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令  
の制定について」を御説明させていただきます。  
議案書の22ページを御覧ください。本議案は、10月1日付け  
で施行された、さいたま市職員の育児休業等に関する条例等の改正  
に伴い、所要の改正を行うものでございます。  
育児休業を取得する際は、育児休業を始めようとする日の1月前  
までに、当該教職員が請求書を提出する必要がありますが、今回の  
条例改正等により、出生の日から57日間の育児休業については、  
いわゆる産後パパ育休は、請求期間が緩和され、2週間前までに請  
求すれば取得できることとなりました。また、通常の育児休業にお  
いて、2回目の育児休業を取得する際は、育児休業等計画書を提出  
する必要がありましたが、計画書の提出がなくとも2回目の取得が  
可能となりました。

さいたま市教職員服務規程においても、育児休業の手続きを定めているため、同様の内容となるよう、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いたします。

細田教育長

何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第58号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第58号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第59号 令和4年度さいたま市教育功労賞表彰について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第60号 令和4年度さいたま市優秀教職員表彰について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第55号 議決事項の一部の変更について（さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事請負契約）

細田教育長

それでは再開します。議案第55号について事務局から説明をお願いします。

管理部副理事

議案第55号「議決事項の一部の変更について（さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事請負契約）」を御説明させていただきます。

議案書は1ページをお願いいたします。議案55号は、令和2年12月議会において議決を得た「さいたま市立尾間木小学校校舎

(1棟)長寿命化・(2-1、-2・33・34・35棟)中規模修繕(建築)工事請負契約について」の契約金額を変更することについて市長に申出するものでございます。

次に2ページをお願いします。提案理由としましては、令和2年12月議会において議決を得た「さいたま市立尾間木小学校校舎(1棟)長寿命化・(2-1、-2・33・34・35棟)中規模修繕(建築)工事請負契約」について、改修内容の変更に伴い、契約金額を変更することに関し、市長に申出するものです。

次に、工事の概要について説明しますので、3ページをお願いいたします。本工事は、緑区内にあります尾間木小学校の老朽化した校舎の改修工事に関するものでございます。契約の相手方は、3番の佐伯工務店・佐伯リフォーム特定共同企業体で、当初の契約金額は5番の中段、5億4,615万円でございますが、921万8,000円増額し、5億5,536万8,000円とするものです。なお、2番の工期につきましては、当初の契約から変更はございません。

変更の理由でございますが、契約締結後に1棟の外壁改修工事のために必要な劣化部確認、施工数量調査等の施工全面調査を実施した結果、設計段階で見込んでいた数量より劣化部、これはひび割れ部、欠損部及び浮き部等が増加しており、補修の追加工事が必要となったため、当該請負契約に係る議決事項のうち、請負金額を変更するものです。

資料4ページをお願いします。平面図となっております。枠で囲まれている校舎が、追加工事が必要な校舎1棟となります。

資料5ページをお願いします。1棟の南側立面図となります。外壁調査に伴う、補修の追加工事必要箇所となります。

資料6ページをお願いします。1棟の北側立面図となります。

資料7ページをお願いします。1棟の西側立面図となります。

資料8ページをお願いします。1棟の東側立面図となります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

大谷委員

外壁の劣化については、契約時や事前の調査時において見落としがあったものか。次に、長寿命化や中規模修繕といった修繕にも種類がありますが、これらの違いはどういったものでしょうか。

管理部副理事

今回の校舎に限らず、設計を行う段階において打鍵確認を行いまして、おおよその程度のひび割れや劣化等があるかを目視等で数量を計算いたしております。その上で、今回の校舎においては、ベ

ランダのない造りになっておりますので打鍵確認できる部分が非常に少ないということで、このような場合には、実際に足場を組んでから外壁調査を行うのが一般的な流れで、そこで行った詳細な調査で不足分が判明したところでございます。そのため、設計を行う段階においての打鍵確認より実際には劣化が少ない場合には減額ということもあります。

長寿命化というものは、経年劣化によって通常発生する損耗や機能低下の復旧に加え、社会的要求も一部反映させた機能の回復、向上を目的としたものとなり、フローリングの張替え、排水管や給水管の取り替えといった建物の中自体を新しく変え、また、中性化したコンクリートを健全な状態に戻す作業を含み、築60年と決まった段階で行うものとなります。大規模修繕も内容は大きく変わりませんが、目安として築40年で行うもの。中規模修繕というものは築20年で、窓枠や外壁等の経年劣化部分を直していくものとなります。

細田教育長

何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第55号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

細田教育長

続きまして、議案第56号について事務局から説明をお願いします。

管理部副理事

議案第56号「さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について」を御説明させていただきます。

議案書は9ページをお願いいたします。議案56号は、さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事について、下記のとおり工事請負契約を締結したく、市長に申出するものでございます。

契約の方法は、一般競争入札とし、契約金額5億7,629万円で、「田中・スミダ特定共同企業体」と契約を締結するものでございます。

次に10ページをお願いします。提案理由としましては、さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について、令和4年12月議会において議会の議決を得るため、市長に申し出るものでございます。

次に、工事の概要について説明しますので、11ページをお願いいたします。本工事は、中央区内にあります上落合小学校の老朽化した校舎の改修工事に関するものでございます。4の構造規模につきましては、管理教室棟は鉄筋コンクリート造、地上3階建て、給食室棟は鉄骨造、平屋建て、プール付属棟は鉄骨造、平屋建てでございます。5の工期につきましては、議会の議決日から令和6年6月24日迄でございます。6の改修内容につきましては、防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事、便所改修工事、外構改修工事となっております。

資料12ページを御覧ください。左上が案内図となります。上落合小学校はJR埼京線の北与野駅から北西に約600メートルの場所に位置しています。

次に、右側が配置図となっております。今回の改修工事の建物は、既存校舎の老朽化に伴い改修するもので、網掛けとなっている管理教室棟、給食室、プール付属棟が対象となる建物です。

なお、配置図東側に教室棟（1）と記載のある建物は、現在、改修中であり、令和5年3月14日が工期末でございます。

次に、13ページをお願いします。管理教室棟1階、2階の平面図になります。

14ページをお願いします。3階、屋上階平面図になります。

15ページをお願いいたします。給食室棟及びプール付属棟の平面図でございます。

16ページをお願いします。開札記録票でございます。3者から入札がありまして、上から2番目の「田中・スミダ特定共同企業体」が落札しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

何かありますか。

細田教育長

それでは、議案第56号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

<異議なし>

各委員

出席委員全員の賛成により、議案第56号は原案のとおり可決されました。

細田教育長

#### 議案第57号 指定管理者の指定について

細田教育長

続きまして、議案第57号について事務局から説明をお願いします。

青少年宇宙科学館長

議案第57号「指定管理者の指定について」を御説明させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。本議案は、大宮区にございます、さいたま市宇宙劇場の指定管理者について、市長に申出するものでございます。宇宙劇場につきましては、平成18年度から指定管理者による管理運営を行っておりますが、現在の指定管理期間が、今年度末をもって満了となることから、令和5年4月1日以降の指定管理者を指定するにあたり、12月議会に諮る必要があるため、市長に申出するものでございます。

議案内容でございますが、「1 指定管理者に管理を行わせる施設」は、大宮駅西口の大宮情報文化センタービルにあります、さいたま市宇宙劇場でございます。「2 指定管理者に指定する団体」は、東京都府中市に本社がございます、株式会社五藤光学研究所でございます。「3 指定する期間」は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

なお、今回の候補者決定までの、これまでの経過でございますが、7月6日に第1回指定管理者審査選定委員会が開催され、募集に当たっての選考方法案についてお諮りしました。7月中旬より公募を開始し、8月22日に募集を締め切り、10月5日に第2回指定管理者審査選定委員会において候補者案が決定され、教育委員会への答申をもとに今回の候補者を決定したものでございます。

今後は、令和4年12月定例会に議案提出、議決を経て、令和5年2月に基本協定を締結し、令和5年4月から指定管理開始の予定となっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。



大谷委員

宇宙劇場に限っての話ですが、今回の申請は1者だけであったのか。また、指定管理制度導入前は教育委員会の直営であったと思うが、これまでの経過を含め指定管理制度はいつから導入したものとなり、この指定管理制度や今回指定する会社の優れている点はどのようなところかを御説明ください。

青少年宇宙科学館長

申請は1者でした。指定管理制度の導入については、平成18年から導入しております。指定管理開始後、公益財団法人さいたま市文化振興事業団が3期務めたあとに、現在は、今回の申請者でもある株式会社五藤光学研究所が指定管理をしております。

宇宙劇場に指定管理者制度を導入したことによって、よりの確に市民ニーズにあった投影が行われていると感じており、投影技術や市民サービスについてはとても素晴らしいものがあります。

細田教育長

何かありますか。  
よろしいでしょうか。それでは、議案第57号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第61号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第62号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉

会

午前9時52分